

# 浜松市包括的エネルギー管理標準

制定 平成 25 年 10 月 21 日  
改定

浜 松 市

はじめに

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下「省エネ法」という。)は、石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律であり、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定されました。

制定以来、産業部門を中心にエネルギー管理が進められてきましたが、オフィスその他の業務や家庭など民生部門でも省エネを進める必要性が高まったことから、平成 20 年 5 月に事業者単位でのエネルギー管理を行うよう法改正されました。

これにより、本市も特定事業者として、毎年 1 回のエネルギー使用状況を報告するための「定期報告書」の作成、エネルギーを中長期的に低減するための「中長期計画書」、エネルギー使用設備を省エネの観点で運用する「エネルギー管理標準(以下「管理標準」という。)」の作成が義務づけられています。

管理標準は、基本的には全ての施設において設備単位で作成する必要がありますが、管理方法や管理基準値が同等の設備については、一括で管理標準を作成することが認められています。このため、熱源を含まない空調機、照明、OA 機器等の設備について、「浜松市包括的エネルギー管理標準」を作成いたしました。

対象設備については、本管理標準に基づき、管理、計測・記録、保守・点検及び新設・更新時の措置を行うことで、省エネルギー推進を図ることとします。

## 目 次

1. 目的	.....	1
2. 対象施設	.....	1
3. エネルギー管理体制	.....	1
4. 運用方法	.....	1
5. 用語の定義	.....	1
6. エネルギー管理方針	.....	2
7. 施設管理委員会	.....	2
8. 職員の教育・訓練	.....	3
9. 空調設備(熱源なし)管理標準	.....	4
10. 照明設備管理標準	.....	6
11. 事務用機器管理標準	.....	8
12. ポイント解説	.....	9
 <参考資料>		
○ 包括的管理標準点検記録表	.....	12

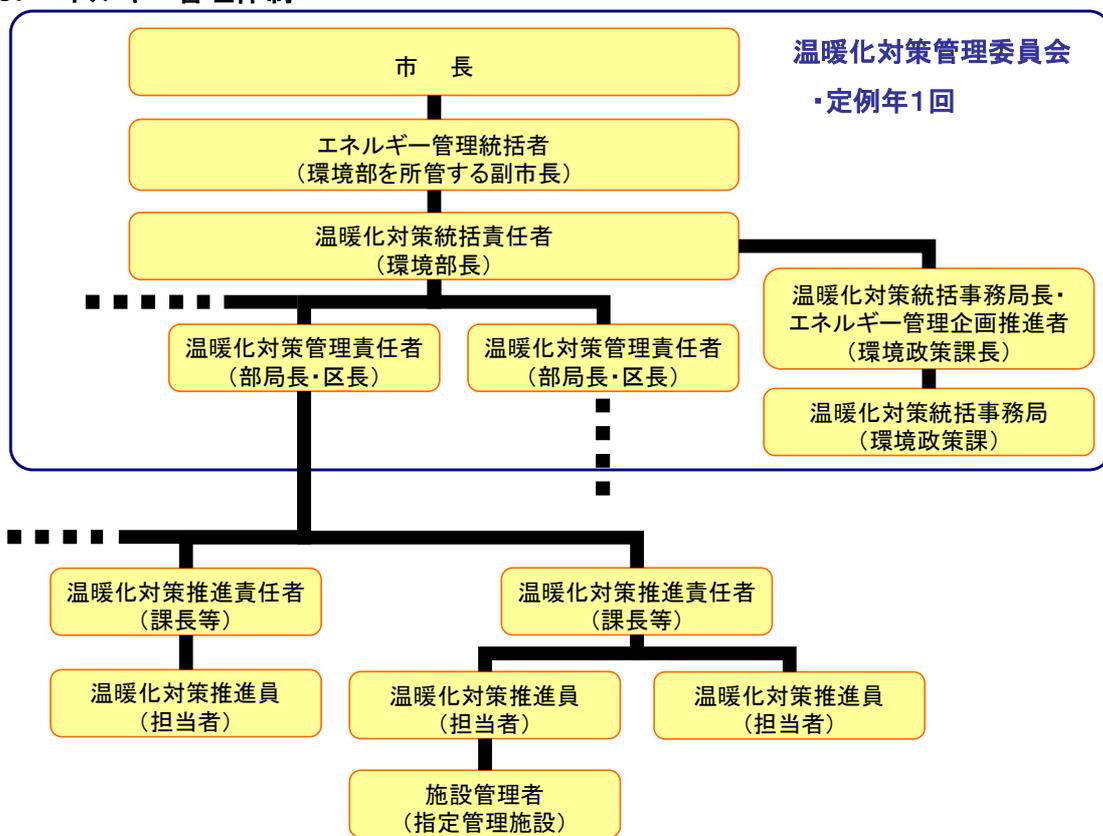
### 1. 目的

本管理標準は、本市の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として、熱源を含まない空調機、照明、OA 機器等の設備（以下「対象設備」という。）に係る管理標準を文書化したものである。

### 2. 対象施設

本管理標準の対象は、省エネ法で管理対象となる施設（道路灯、地下道等の道路附帯設備を除く全ての市有施設）とする。

### 3. エネルギー管理体制



### 4. 運用方法

本管理標準の制定、改定及び周知については、以下のとおりとする。

- (1) 温暖化対策統括事務局が立案し、温暖化対策統括事務局長の承認を受けて発効する。
- (2) 本管理標準について改定の必要があるときは、温暖化対策統括事務局が立案し、温暖化対策統括事務局長の承認を受けるものとする。
- (3) 本管理標準は、施設の運用状況に応じて、施設ごとに修正することができる。その場合、施設所管課の温暖化対策推進員が立案し、温暖化対策推進責任者の承認を受けるものとする。
- (4) 制定及び改定された事項は記録に残す。
- (5) 改定の内容は対象となる職員全てに周知する。

## 5. 用語の定義

用語の定義は省エネ法及び浜松市役所温暖化対策マネジメントマニュアルに準拠する。

## 6. エネルギー管理方針

### (1) 浜松市役所温暖化対策基本方針における取組事項の決定

施設所管課の温暖化対策推進員は、施設の業務及び下記事項を考慮して浜松市役所温暖化対策基本方針における取組事項を定め、これを文書化する。また、取組事項の周知は、温暖化対策推進責任者の指示により行う。

- (ア) 業務の性質及び規模に対して適切であること。
- (イ) 継続的改善及び職場環境の維持改善に関する配慮がなされていること。
- (ウ) 関連する法規制及び浜松市の方針に則していること。

### (2) 省エネルギー目標の設定

施設ごとに電気、燃料等の使用量を前年度比 1%以上削減することを目標とする。

### (3) 体制及び責任

施設所管課の温暖化対策推進責任者は、温暖化対策推進員を指名する。温暖化対策推進員は、省エネルギー活動を効果的に実施するため、以下の項目について責任及び権限を有する。

- (ア) エネルギー使用状況の記録
- (イ) 対象設備の維持管理
- (ウ) 対象設備の設置及び改廃状況の記録
- (エ) 対象設備の改廃計画及び予算案の作成
- (オ) 管理標準の修正に関する立案
- (カ) 省エネルギーに関する啓発活動

## 7. 施設管理委員会

省エネルギー推進のために、施設ごとに施設管理委員会を設置する。ただし、職員が常駐しない施設又は小規模施設においてはこの限りではない。

- (ア) 委員長は施設所管課の温暖化対策推進責任者とし、メンバーは施設所管課の温暖化対策推進員、各課の温暖化対策推進員及び温暖化対策推進責任者が指名したものとする。
- (イ) 委員会は 1 回／年以上開催とする。
- (ウ) 議題はエネルギー使用状況の情報共有、省エネルギー目標の決定、改善策の検討その他省エネ推進に関する事項とする。
- (エ) 衛生委員会が設置されている施設においては、施設管理委員会の代わりとすることができる。

## 8. 職員の教育・訓練

### (1) 教育・訓練計画の策定

(ア) エネルギー管理に関する職員の教育・訓練計画は、施設管理委員会が策定する。ただし、施設管理委員会が設置されていない施設については、施設所管課の温暖化対策推進責任者が策定する。

(イ) 教育、訓練計画の内容は下記のとおりとする。

- ・省エネ法の概要及び同法に定められたエネルギー管理に関する事項
- ・管理標準の内容と運用に関する事項
- ・施設全体及び用途別のエネルギー使用状況に関する事項
- ・日常業務において、省エネルギーを図るために留意し、実行すべき事項
- ・省エネルギーに関する改善提案に関する事項
- ・その他省エネルギーに関する事項

### (2) 教育、訓練の実施方法

#### (ア) 集合教育

教育・訓練計画に基づき、集合教育を行う。

#### (イ) 朝礼などミーティングの場の利用

省エネルギーに関する情報交換、省エネルギー活動の実績報告などによって、省エネルギー意識を高め、達成感の共有を図る。

#### (ウ) 掲示、社内報等の文書の利用

省エネルギー目標と実績の対比、部門別の省エネルギー活動状況、施設管理委員会の審議状況などを文書によって周知する。

### 改定履歴

改定年月日	改定内容	作成者	承認者

省エネ法に基づく管理標準	空調設備(熱源なし)管理標準	整理番号:	9
		改定: 1版	頁: 1/2
<p>1. 目的</p> <p>この管理標準は、市有施設に設置された空調設備のうち、熱源を含まない空調設備(パッケージエアコン、ルームエアコン等)の管理を適切に実行して省エネルギーを実現するために、運転管理、計測・記録、保守・点検等について定め、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p>			
<p>2. 適用範囲</p> <p>対象となる全ての設備に適用する。</p>			
項目	内容	管理基準	省エネ法判断基準
運転管理	<p>1. 空調区画</p> <p>(1) 部屋の使用状況によって空調の使用・不使用を区別する。</p> <p>(2) 室内機の設置箇所の状況に応じた設定温度に調整する。</p> <p>2. 基準温度(室内温度)【ポイント①】</p> <p>(1) 夏季: 冷房</p> <p>(2) 冬季: 暖房</p> <p>(3) 中間期: 窓の開放による外気冷房とする。</p> <p>3. 基準湿度(室内湿度)【ポイント②】</p> <p>(1) 通年</p> <p>4. 運転時間</p> <p>(1) 労働環境衛生法事務所衛生基準規則に基づき、基準温度を超えている場合に運転を行う。</p> <p>5. 外気負荷の削減【ポイント③】</p> <p>(1) 空調使用時の換気は必要最小限とする。</p> <p>(2) 開放部からの外気流入を抑制する。</p> <p>6. 屋外からの入熱・出熱の抑制</p> <p>(1) ガラス窓からの入熱・出熱を遮蔽するため、ブラインドやカーテンを利用する。</p> <p>(2) 冬季については、できる限り日射を取り入れて暖房負荷を低減する。</p>	<p>28℃</p> <p>19℃</p> <p>40%～70% (冬季は50%以上を推奨)</p> <p>8:15～17:15</p>	1.(1)①ア

省エネ法に基づく管理標準		空調設備(熱源なし)管理標準		整理番号:	9
				改定: 1版	頁: 2/2
項目	内容	管理基準	省エネ法判断基準		
運転管理	<p>7. 室内機の適正管理</p> <p>(1) 吹出し口前に障害物を設置しないようにする。</p> <p>8. 室外機の適正管理【ポイント④】</p> <p>(1) 夏季はすだれ等を設置し、日射を遮る。ただし、風通しを妨げないこととする。</p> <p>(2) 室外機周辺に障害物を設置しないようにする。</p> <p>9. 待機電力の削減【ポイント⑤】</p> <p>(1) 中間期は可能な範囲でブレーカーを切り、待機電力を削減する。ただし、点検業者と相談の上で、実施を検討する。</p>				
計測・記録	<p>1. 室内温湿度の計測・記録</p> <p>(1) 設定値の適正化のため、1点以上の計測箇所を定め、温度及び湿度の計測・記録を行う。</p>	1回以上/月		1.(1)②ア	
保守・点検	<p>1. 空調機の保守・点検</p> <p>(1) 夏季・冬季の空調機使用開始時に室外機熱交換フィン汚れ、腐食等について点検を行う。また、室内機フィルターを点検し、汚れがある場合には清掃を行う。</p>	2回/年		1.(1)③ア	
新設措置	<p>1. 高効率設備の導入</p> <p>(1) 空調設備の更新時には、高効率設備の導入を検討する。</p> <p>2. 断熱製品の導入</p> <p>(1) 空調効率を高めるため、断熱フィルムやペアガラスなどの断熱製品の導入を検討する。</p>			1.(1)④ア	
改定履歴					
改定年月日	改定内容	作成者	承認者		

省エネ法に基づき管理標準	<b>照明設備管理標準</b>	整理番号:	10
		改定: 1版	頁: 1/2
<p>1. 目的</p> <p>この管理標準は、市有施設に設置された照明設備の管理を適切に実行して省エネルギーを実現するために、運転管理、計測・記録、保守・点検等について定め、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。</p>			
<p>2. 適用範囲</p> <p>対象となる全ての設備に適用する。</p>			
項目	内容	管理基準	省エネ法判断基準
運転管理	<p>1. 照度の管理</p> <p>(1) 作業領域・活動領域ごとに、作業に支障をきたさない照度を維持する。</p> <p>(ア) 事務室</p> <p>(イ) 会議室</p> <p>(ウ) 便所・洗面所</p> <p>(エ) 階段</p> <p>(オ) 廊下・エレベータ</p> <p>(カ) 教室・教職員室</p> <p>(キ) 図書閲覧室</p> <p>(ク) 運動場・競技場(柔道・剣道・テニス・卓球等)</p> <p>(ケ) 運動場・競技場(サッカー・ラグビー等)</p> <p>(コ) その他領域</p> <p>2. 適正利用【ポイント⑥】</p> <p>(1) 照度が管理基準を上回っている場所については、間引きを検討する。</p> <p>(2) 昼光利用できる場所は部分消灯を検討する。</p> <p>(3) 昼休み・時間外は可能な範囲で消灯する。</p> <p>(4) 屋外の夜間照明は、状況に応じて点灯する。</p>	<p>500～750lx</p> <p>300～500lx</p> <p>150～200lx</p> <p>100～150lx</p> <p>75～100lx</p> <p>200～300lx</p> <p>300～500lx</p> <p>&lt;公式競技&gt; 750～1500lx</p> <p>&lt;一般競技&gt; 300～750lx</p> <p>&lt;練習&gt; 150～300lx</p> <p>&lt;公式競技&gt; 300～750lx</p> <p>&lt;一般競技&gt; 150～300lx</p> <p>&lt;練習&gt; 75～150lx</p> <p>JIS Z9110 を準用</p>	1.(3)①ア

省エネ法に基づく管理標準		照明設備管理標準		整理番号:	10
				改定: 1版	頁: 2/2
項目	内容	管理基準	省エネ法判断基準		
計測・記録	1. 照度の計測・記録 (1) 部屋ごとに1点以上の計測箇所を定め、照度を計測・記録する。 (2) 計測高さは、床上 80cm±5cm(机、作業台上面)を基本とし、通路・階段等については床上 15cm 以下とする。また、運動場・競技場については床面又は地表面とする。	1回/年	1.(3)②ア		
保守・点検	1. 照明器具の保守・点検 (1) 事務所等においては、照明器具(反射傘)及び管球の清掃を行う。 (2) 管球の寿命や照度の低下を勘案して、交換を行う。	1回/年  基準照度の70%以下	1.(3)③ア		
新設措置	1. 高効率設備の導入 (1) 照明設備の更新時には、できる限りLED照明などの高効率照明を採用する。 (2) 設置箇所の状況に応じて、人感センサーやタイマー等による自動点滅方式を採用する。 (3) 高効率の反射傘を設置し、照明効率を高めることで、さらなる間引きを検討する。  2. 個別点灯方式の採用 (1) 状況に応じた間引きが容易となる個別点灯方式の採用を検討する。  3. 保守性の考慮 (1) 照明器具の清掃や管球の交換が容易な照明器具の採用を検討する。		1.(3)④ア		
改定履歴					
改定年月日	改定内容	作成者	承認者		

省エネ法に基づく管理標準	<b>事務用機器管理標準</b>	整理番号:	11
		改定: 1版	頁: 1/2
<b>1. 目的</b> この管理標準は、市有施設に設置された事務用機器の管理を適切に実行して省エネルギーを実現するために、運転管理、計測・記録、保守・点検等について定め、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的とする。			
<b>2. 適用範囲</b> 対象となる全ての設備に適用する。			
項目	内容	管理基準	省エネ法判断基準
運転管理	<b>1. パソコン【ポイント⑦】</b> (1) 照度は適正に設定する。 (2) 使用中断時は下記のとおり省エネ対応を行う。 (ア) 短時間の離席時は、ノート型の場合、ディスプレイ(ふた)を折りたたむ。また、デスクトップ型の場合、モニターの電源を切る。 (イ) 長時間の離席時は、本体の電源を切る。 (ウ) 帰庁時は、電源をコンセントから抜くか、省エネタップを使用して、待機電力をカットする。  <b>2. プリンター、複写機</b> (1) 印刷やコピー部数は最小限に留める。 (2) 節電機能を有する場合、使用後に節電ボタンを押す。 (3) 退庁時には本体の電源を切る。	1 時間未満の 中断  1 時間以上の 中断	1.(6)①
保守・点検	<b>1. プリンター、複写機の保守・点検</b> (1) 定期的に保守点検を行う。詳細は賃貸借契約及び保守点検表を参照。	1 回/年以上	1.(6)②
新設措置	<b>1. 事務用機器全般</b> (1) 省エネ法に定めるトッパー事務用機器を採用する。		1.(6)③
<b>改定履歴</b>			
改定年月日	改定内容	作成者	承認者

## ポイント解説

### ポイント① 設定温度と室温の違い

エアコンのリモコンの設定を 20℃にしたときと、28℃にしたときで、吹き出す冷風はどのくらいの温度差があると思いますか？ 実は、どちらも 17℃程度で変わりません。給湯器の温度設定とは異なり、室内機の吸い込み口のセンサーで測定した温度が設定温度に達するまで、17℃程度の冷風を吹き出すという仕組みになっているのです。

つまり、室内機の設置状況によっては、吸い込み口付近の温度と実際の活動エリアの室温に差が生じ、必要以上に冷やしたり、逆に暑くても動かなかったりという状況が考えられます。これを解消するためには、**吹き出し口周辺に荷物を置かないこと**、**サーキュレーターなどで空気を攪拌**し、温度のムラをなくすことが有効です。

また、日射の入るエリアでは設定温度よりも室温のほうが高くなりやすいため、**室温が 28℃を超える場所は 27℃以下の設定にする**など、室温を計測しながら状況に応じた調整を行うようにしましょう。



### ポイント② 冬季の湿度管理

梅雨の時期は湿度が高くジメジメしていて、気温以上に暑く感じますよね。それでは冬かというと、湿度が高いほうが暖かく感じるんです。これは、乾燥している（湿度が低い）と皮膚から汗が蒸発しやすくなり、表面温度が気化熱で奪われるため、**湿度を高くしておくことで冷え防止になるほか、インフルエンザなどウイルス対策にも効果的**です。ただし、高すぎる湿度は結露の原因になるので、50%～60%程度がおすすめです。

### ポイント③ 換気量の適正化

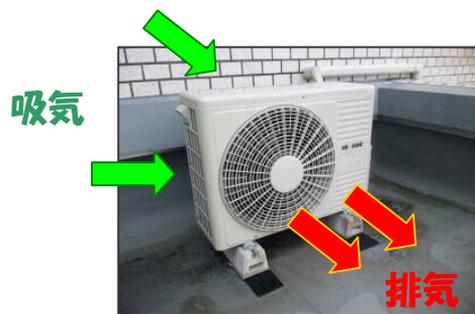
エアコンを使用している時期は、窓を閉め切ってできるだけ外気を入れない。ほとんどの施設で実践されているかと思います。でも実際には、様々な場所から外気が侵入して、それを温度調整するために余分なエネルギーを消費しています。

その代表的な場所が換気設備。「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）」では、一般的なビルの二酸化炭素濃度の上限を 1,000ppm としており、それに応じた換気設備が運転されていますが、午前中や在室人数が少ない時間帯には、必要以上に外気を取り入れている可能性があります。**空気環境測定を行っている施設では報告書の確認を、行っていない施設では二酸化炭素濃度計で計測**をしてみてください（二酸化炭素濃度計は環境政策課で貸し出しています）。濃度が 500ppm～800ppm 程度であれば、換気時間を減らすことで空調使用に伴うエネルギー＋換気設備使用に伴うエネルギーの削減が可能です。

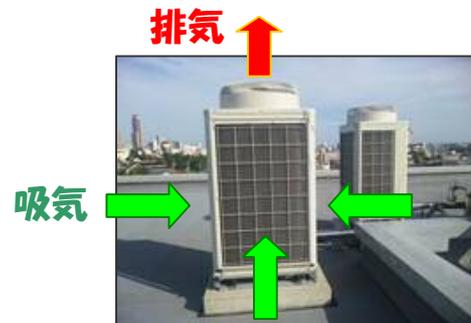
なお、換気設備の中には全熱交換モードが選択できるものがあります。**全熱交換とは、排出する室内の空気と取り入れる外気との間で熱を移すことができるシステムで、普通の換気より省エネ**になります。ただし、空調機を稼働していない中間期は、熱交換する意味がないため、逆にエネルギーが増加します。**中間期は窓を開けて換気するか、普通換気モードで運転**するようにしましょう。

#### ポイント④ 室外機の日除け

空調の室外機は、屋上など日光が当たりやすい場所に設置されていることが多いため、**夏季は日除けをして周辺温度を下げることで、効率的な運転が可能**になります。ただし、家庭用タイプの場合は背面と側面から吸気して前面に排気を、業務用タイプの場合は側面から吸気して上部に排気をしているため、**排気を遮るような日除けをすると、排気を吸い込んで効率が悪化する**ので注意してください（エコ員だより Vol.3 参照）。



<家庭用タイプ>



<業務用タイプ>

#### ポイント⑤ 室外機の待機電力カット

業務用タイプの空調機は、未使用時でも冷媒を適正な状態に保つための機器（クランクケースヒーター）が稼働しているため、常に待機電力を消費しています（空調機の能力により 40W~200W 程度、室外機のラベルに記載あり）。**全く使用していない中間期には、ブレーカーを切ることで待機電力をカット**することができます。下記事項に注意して、実施を検討してください（エコ員だより Vol.5 参照）。

- **空調設備の点検業者と相談の上、実施を検討**してください。
- エアコンを使用する時期になったら、**ブレーカーを入れてから8時間以内はエアコンのスイッチを入れない**ようにしましょう（冷媒を正常な状態に戻すため）。
- **サーバー室のエアコンは常時稼働させる必要がありますので、室外機のブレーカーを切らない**ように気をつけてください。

パッケージ エアコンシステム 空冷ヒートポンプ式 セパレート形 室外ユニット	
形名: PUHY-P335CM-E2	
注: 本機の仕様は以下の室内ユニットを組合わせたときのものです。 PUFY-P1128M-E1 x 3台	
電源	3相200V 50/60Hz
定格冷房電力	33.5kW
定格冷房電流	37.5kW
定格冷房圧縮機電力	28.8kW
冷房COP(1) - 冷房効率	3.53kW/kW
冷房COP(2) - 冷房効率	3.64kW/kW
定格冷房圧縮機電力	3.68kW
定格冷房圧縮機電流	9.45kW
定格冷房圧縮機圧縮機電力	9.78kW
定格冷房圧縮機圧縮機電流	8.88kW
定格冷房圧縮機圧縮機電流	30.45A
定格冷房電力	31.33A
定格冷房電流	15A
冷房運転効率	90%
冷房運転効率	90%
圧縮機吐出力	8.2kW
圧縮機吐出力	0.33kW
クランクケースヒーター	0.045kW
冷媒 (出荷時) R410A 9.0kg	
冷媒 (充填時) R410A 9.0kg	
冷媒 (充填時) R410A 9.0kg	

<室外機ラベル>

#### ポイント⑥ 照明の間引き

照明の間引きは最も簡単な省エネ方法ですが、間引きのし過ぎにより必要な照度が足りなくなるとは本末転倒です。**照度計で測定しながら、適正な照度になるよう間引き**しましょう。ただし、2灯式の器具は蛍光灯を1本だけ外すと安定器に過大な電力が流れて省エネにならない場合もあるため、**2本とも外す**ようにしましょう。

また、反射率がホコリなどで汚れている場合は、拭き掃除をすることで反射率が向上し、照度がアップする可能性もあります。定期的な清掃をお願いします。



手軽に照度の計測ができる照度計を環境政策課（453-6154）で貸し出しています。必要な施設はお問い合わせください。

### ポイント⑦ パソコンの照度設定

職員用のノートパソコンは、起動時を除いて通常 22W~23W の消費電力です。これにはモニターのライト分も含まれていますので、**照度を下げること**で、**消費電力が削減**できます。方法は至って簡単。キーボードで **Fn** キーを押しながら、 の表示があるファンクションキーを押すと 1 段階暗く、 の表示があるファンクションキーを押すと 1 段階明るくすることができます。製品出荷時は最も明るい状態ですが、2 段階下げると 20W~21W と 2W 程度の削減ができます。作業環境に影響がない範囲で調整しましょう。



- 製品によってキーの位置が変わりますので、ご注意ください。
- 適正な照度は周囲の環境や個人差もありますので、職場の産業医等とも相談しながら実施してください。

包括的エネルギー管理標準点検記録表

区分	計測箇所	基準値	4/	5/	6/	7/	8/	9/	10/	11/	12/	1/	2/	3/	
空調設備 (熱源なし)	室内温度	夏季28℃ 冬季19℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
		夏季28℃ 冬季19℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
		夏季28℃ 冬季19℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
		夏季28℃ 冬季19℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
		夏季28℃ 冬季19℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
		夏季28℃ 冬季19℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
	室内湿度	40～70%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		40～70%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		40～70%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		40～70%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		40～70%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
		40～70%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	室外機熱交換フィンの汚れの点検	冷暖房切替時期	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	室内機フィルターの汚れの点検	冷暖房切替時期	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
照明設備	照度	lx～ lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	
		lx～ lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	
		lx～ lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	
		lx～ lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	
		lx～ lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	
		lx～ lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	
	lx～ lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx	lx		
照明器具の汚れの点検	年1回	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		

※様式は「浜松市役所温暖化対策マネジメントシステム」[13\_01 エネルギー管理標準作成の手引き]【資料⑦点検記録様式】に格納されています。